

私立学校におけるいじめ重大事態に係る検証報告書

令和8年3月25日

神奈川県私立学校におけるいじめ重大事態検証チーム

目 次

1	検証の経緯、目的と方法	
(1)	検証の実施に至った経緯	1
(2)	検証の目的	1
(3)	検証の方法	1
2	関係法令・制度の整理	
(1)	いじめ防止対策推進法といじめの防止等のための基本的な方針	1
(2)	いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの趣旨	2
(3)	いじめ防止対策推進法における関係機関の責務	3
(4)	県私学振興課における制度的限界について	4
3	再調査報告書における指摘事項の整理について	
(1)	「第1節 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について	5
(2)	「第2節 学校としての調査実施に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について	7
(3)	「第3節 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について	8
(4)	「第4節 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について	9
(5)	重大事態に該当しないとした学校判断の妥当性について	10
4	課題の整理	
(1)	法令・ガイドラインに対する理解と対応の不十分さ	11
(2)	文部科学省との連携体制の脆弱さ	11
5	他県の事例について	
(1)	初動対応体制の整備状況について	11
(2)	課題認識と改善ニーズについて	12
(3)	各都道府県における取組の内容等について	12
6	今後の対応策	
(1)	重大事態における県の対応フローの見直し	12
(2)	調査組織設置・運営に関する県私学振興課の支援とマニュアル整備に向けて	13
7	総括	13

1 検証の経緯、目的と方法

(1) 検証の実施に至った経緯

本検証は、神奈川県内の私立高等学校（以下、「当該学校」という。）に在籍していた1年生の生徒に係るいじめの重大事態（以下、「当該事案」という。）について、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項に基づく調査及びその後の対応の一連の経過を踏まえ、県私学振興課としての対応が適正であったかを検証するものである。

当該事案については、令和7年3月3日に神奈川県いじめ問題再調査会第一部会（以下、「再調査会」という。）が公表した調査報告書（以下、「再調査報告書」という。）において、学校におけるいじめの重大事態（以下、「重大事態」という。）認定の遅れ、その後の県私学振興課の指導・助言の在り方について問題点の指摘があった。特に重大事態発生時の対応や法令等の適用に関し、より迅速かつ適切な判断・対応の必要性が示された。この指摘を受け、県私学振興課として対応経過を振り返り、今後の取組改善につなげるため、本検証を実施することとした。

(2) 検証の目的

本報告書は、再調査会より示された指摘を受け、県私学振興課の対応における問題点及び業務上の課題等を客観的に明らかにすることを目的とする。

特に、重大事態発生時に当該学校が行った対応や県私学振興課が関与した範囲・方法、さらに実務上の法的判断の運用等について検証を行い、今後の改善につなげる必要がある。本報告書第3項以降では、再調査会における指摘事項を整理・分析し、当該事案における具体的な対応状況を検証する。あわせて、県として今後同様の事案が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう、課題整理を進めていくものである。

(3) 検証の方法

本検証においては、当該事案に関する文書・記録の精査を行い、関係法令及びその趣旨を整理した。あわせて、当時の対応に携わった担当者に対するヒアリングを実施した。さらに、重大事態の概要及び関係機関によるそれまでの対応状況を確認し、他県の事例を参照のうえ、県私学振興課におけるこれまでの対応の適正性について検証を行った。

2 関係法令・制度の整理

再調査報告書では、県私学振興課が当該学校に対し、本事案発生当初「いじめの重大事態としての対応を検討するように」との助言は行ったが、その後、当該助言が十分に反映されないまま当該学校の対応が進められ、県私学振興課の対応にも課題があったと指摘されている。

この指摘を踏まえ、法の趣旨を、学校現場における具体的かつ実効性を伴ったものとして再認識する必要があることが浮き彫りとなり、ここで関係法令・制度の趣旨等を整理する。

(1) いじめ防止対策推進法といじめの防止等のための基本的な方針

○ いじめ防止対策推進法

- ・ 公布日 平成25年 6月28日
- ・ 施行日 平成25年 9月28日

○ いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）

- ・初版 平成25年10月11日
- ・改訂版 平成29年3月14日

○ 趣旨及び捉え方

法の基本理念は、いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（法第3条第1項）

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。（法第3条第2項）

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（法第3条3項より抜粋）

国の基本的方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。（国の基本方針より抜粋）

私立学校においては、私立学校法第1条に「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と定められている。そのため、学校設置者及び学校の裁量や自主性を一定程度尊重する必要があり、教育の公共性に基づく公的責任と学校の自主性とのバランスをどうとるかという課題に対して、県としても改めて対応の方法等を見直す必要がある。それについては後程述べることとするが、法は、児童生徒の生命・心身の安全を守るために、行政が果たすべき責任の根拠となる重要な法制度である。その意義を改めて確認し、今後の実務の見直しや運用の中でいかに生かしていくかが問われている。

(2) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨

- ・策定 平成29年3月 ※本事案発生日：平成26年5月20日
- ・改訂版 令和6年8月30日 （第三者調査の在り方や手続きの透明性を強化）

○ 趣旨及び捉え方

ガイドラインは、法に基づき、重大事態が発生した際に、学校設置者及び学校が適切かつ迅速に対応できるよう、その基本的な進め方や留意点を示すことを目的として策定された指針である。特に、法第28条に規定される重大事態とは、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑われる場合や、いじめを原因として相当の期間学校を欠席する場合などが該当し、被害の程度や影響の深刻さに応じた早急かつ丁寧な対応が求められる。

ガイドラインの主眼の一つは、対象児童生徒（“いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又

は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒を指す)等の視点に立った調査の実施であり、具体的には、事実関係の解明を目指すとともに、公正性・中立性を確保するための第三者による調査体制の構築、保護者や当事者への丁寧な説明・情報提供、調査経過及び結果の記録保存、さらに調査を通じて得られた課題点等をもとにした再発防止策の立案等を含む一連の対応の中で、調査の透明性と信頼性をいかに高めるかが、最も重視される観点の一つである。

ガイドラインが策定された背景には、全国的に重大事態に該当する事案が発生したにも関わらず、学校設置者や学校が調査を遅らせたり、対象児童生徒等やその保護者との対話が不十分だったりするなど、対応の不適切さが多数指摘されたという状況があった。加えて、調査過程において客観性や透明性が確保されず、結果として事実関係があいまいなまま終結する事例も見られた。こうした課題に対応するために、法や国の基本方針に則った統一かつ実務的な対応を現場に促す必要があるとの認識から平成29年3月にガイドラインが初めて策定された。なお、ガイドラインは当該事案の発生後に公表されたものであるが、その後の対応の在り方を再検討する際の重要な参照資料であり、再調査会においても、県私学振興課や学校の行動の妥当性を判断する際の基準として引用されている。

さらに、令和6年8月に行われたガイドラインの改訂では、再調査結果との直接的な関係を持たない部分も含まれるが、現時点での最新の内容として注目すべき点が複数示されている。中でも、重大事態の疑いが生じた初期段階での迅速な対応の必要性や、外部有識者等を活用した第三者調査体制の早期構築が強調されており、従来以上に外部性・客観性を確保したプロセスの重要性が示されている。また、調査結果を一過性のものとして終わらせず、教育現場の仕組みや学校文化の改善につなげていくという視点に留意したい。

このように、対象児童生徒等の立場に立った対応を確保するための具体的な指針として、ガイドラインは私立・公立を問わず、すべての学校設置者・学校及び所管行政機関にとって極めて重要な判断基準となっている。今後、同様の重大事態が発生した際には、ガイドラインの趣旨を踏まえた一貫性と実効性のある対応が強く求められており、県私学振興課としてもその内容を的確に理解し、現場との連携の中で活用していく必要がある。

(3) いじめ防止対策推進法における関係機関の責務

法は、児童等の尊厳と生命・心身の安全を守るため、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員の四者にわたり、それぞれに固有の責務を明記しているので、ここで整理する。

ア 国の責務（法第5条）

国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

イ 地方公共団体の責務（法第6条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

ウ 学校の設置者の責務（法第7条）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

エ 学校及び学校の教職員の責務（法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

これらの四者の責務は、いずれかの一者のみで完結するものではなく、相互の連携と補完によって実効性をもつ。特に重大事態発生時には、国と県が情報を共有し、必要な助言や支援を迅速に行うことも求められる。今回の事案では、文部科学省と県私学振興課との連絡・相談の開始までに時間を要し、学校への助言や支援の機会が十分に確保されなかったことが課題として明らかとなった。今後は、学校設置者や学校との間でも適時適切な連絡を確保し、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員が一体となって対応できる仕組みを整えることが必要である。

(4) 県私学振興課における制度的限界について

再調査報告書でも、「私立学校に対する行政の権限は法で制限されている」と述べられているように、私立学校に対する県の関与には、制度的限界がある。私立学校に対する行政の関与は、私立学校法第1条に定められる「自主性の尊重」の原則に基づいて制限されている。すなわち、私立学校は「公の性質を有する教育機関」と位置付けられながらも、その運営は「自律的」に行われるべきであるとされており、所轄庁（＝県）は、法的には助言等の限定的な手段しかもたない。

また、法において、学校設置者に対して重大事態の調査実施や報告義務が課されているものの、これを怠った場合の具体的な罰則や是正措置が規定されておらず、所轄庁による「助言」以上の介入は困難であり、行政が直接的に命ずる権限を持たないことが制度上の障壁となっていると言わざるを得ない部分がある。

しかしながら、児童生徒の生命や心身の安全を最優先とする観点からは、私立学校の自主性を尊重しつつも、県として必要な場面では一定の関与を行い、法や国の基本方針に照らした的確な助言や対応の促進を図ることが求められる。特に、法やそれに基づくガイドラインに即した対応が学校現場で適切に行われているかについて、県は常に客観的な立場から確認し、必要に応じて指導・助言を行う責任を担っている。県私学振興課としては、学校の自主性に配慮しつつも、児童生徒の安全を守るという公的責任のもと、的確かつ柔軟な対応が求められており、その実効性を確保するための不断の取組が期待されている。

3 再調査報告書における指摘事項の整理について

再調査報告書における指摘事項をもとに、県私学振興課が当時取るべき対応を項目ごとに確認する（同書P.21第4章 「本事案発生後の県私学振興課の対応の適正性」から）。

※「本来とるべき対応」は当時、県私学振興課が対応した事例も含む。

※当時、まだ公表されていなかったガイドライン（改訂版）も参照する。

- (1) 「第1節 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について（再調査報告書P.21）

指摘された問題点	本来とるべき対応 (現行のガイドライン参照)
<p>・学校からの本事案発生の報告を受けた当初、県私学振興課は単に「いじめの重大事態としての対応を検討するように」と教示したが、本事案では対象生徒からの被害の相談があり、その後の重大事態の発生が認められているのであるから、より具体的に「いじめの重大事態が疑われる事案が発生した可能性のある旨の報告を速やかに行うこと」を当該学校に促すべきであった。</p>	<p>・法やガイドライン等に基づき、学校及び学校設置者に向けて個々の事例について、具体的かつ法に基づいた判断をし、助言を行う。</p> <p>・いじめの事実があると思われるときは法第23条に基づき速やかに事実確認を含む適切な措置を講じるよう学校又は学校設置者に助言する。</p> <p>・重大事態に該当する可能性がある場合は法第28条に基づいて速やかに事実関係を明確にする調査を行うよう学校又は学校設置者に助言する。これらの対応が適切に行われるよう、ガイドラインに則り、調査の公正性・中立性を確保するため、第三者を加えた調査組織を設置するよう学校又は学校設置者に促す。</p> <p>・法及びガイドラインを示して、根拠に基づく助言を一貫性をもって提供する。</p>

<法やガイドラインで定められている内容>

ア 法に規定する「いじめ」とは

法第2条「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

イ いじめの疑いのある調査について

法第23条第2項「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」

- 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。（ガイドライン第3章第3節より）

ウ 重大事態とは

法第28条第1項「学校設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下『重大事態』という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したも
のとして、報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立て
をうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要
に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を
実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。（ガイドライン第4章〈第4章の
ポイント〉より）
 - 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校
を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階か
ら学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。なお、こ
うした疑いがあるかどうか確認できていない場合には、法第23条第2項や第24条に基
づく調査を通じて確認を行うことが必要である。（ガイドライン第1章第1節より）
 - 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添
資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第
24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始
する。（ガイドライン第4章〈第4章のポイント〉より）
 - いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基
づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産
に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援
助を求めなければならない。（ガイドライン第3章第2節より）

(2) 「第2節 学校としての調査実施に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について（再調査報告書 P.21）

指摘された問題点	本来とるべき対応 (<u>現行のガイドライン参照</u>)
<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒の保護者が第三者委員会の設置を求めている旨を当該学校の教頭から聞いた時点でいじめを疑い、重大事態事案として調査の開始が必要になったことを明言し、その対応を促すべきであった。 ・学校が本事案をいじめの重大事態とはせずに、法の手続上にはない調査組織を設置したのに対し、いじめの重大事態としての調査を繰り返し説くべきであり、この時点で文部科学省に望ましい指導について助言を受けることもできたにもかかわらず、法に則らない学校の対応を容認し続けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法及びガイドラインに規定された根拠を示しつつ、当該学校の対応は法的に適切とはいえないこと、また、その対応により、事後に非難される可能性の高い状況であることを繰り返し説明する。 ・「第三者委員会設置の遅延」は調査の公平性、被害者の信頼確保にとって大きな問題である。設置が遅れた場合の懸念等（調査対象の記憶の劣化・保護者との関係悪化・公平性欠如等）を助言し、対応状況を記録化する必要がある。 ・設置に関する「技術的助言」を行う。例えば、第三者委員会の構成・規定・人選・留意点等の支援。 ・県内または他県の事例を提供する。 ・助言や人材紹介が可能な専門家名簿（職能団体）を提示する。 ・「○か月以内に委員会設置・調査開始が望ましい」等、スケジュール感を学校設置者に伝達する。 学校設置者が適切に対応できるよう、制度的・実務的に伴走する姿勢が必要である。 例) 相談後すぐ：設置者に対し、「第三者委員会の必要性」「設置例の提示」等を助言し、初期相談にのる。 1か月以内：「調査未着手」の場合、文書または訪問等としての継続的な助言をする。校長・法人事務局との個別面談等を行う。 2か月経過：指導的関与（文書による助言、法人への説明要求）。 3か月以上：第三者委員会未設置が継続する場合、文部科学省への照会・報告、法人等への是正を求めること等も検討する。

<法やガイドラインで定められている内容>

- 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。（ガイドライン第4章<第4章のポイント>より）
- 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大

な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
(ガイドライン第4章第1節より)

- 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。(ガイドライン第4章第1節より)
 - 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制の構築に取り組むことが求められる。(ガイドライン第2章第2節より)
 - 国公立大学附属学校及び私立学校の設置者は、単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性の構築を行うことが望ましい。(ガイドライン第2章第2節より)
 - 対象児童生徒が卒業してしまったなどの場合でなければ、対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いている。学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。こうした認識を関係する保護者とも共有することが求められる。
(ガイドライン第3章第2節より)
- (3) 「第3節 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について (再調査報告書 P. 22 より)

指摘された問題点	本来とるべき対応 (現行のガイドライン参照)
<p>・いじめ重大事態発生報告を前提としない調査組織による調査報告に対し、納得できない当該生徒保護者からの再調査の要請により、いじめ重大事態調査を目的とする第三者委員会が設置されることになった際に、県私学振興課は、法や国の基本方針に則ったいじめ重大事態調査の進め方について、当該学校に対して明確に伝えておく必要があった。</p>	<p>・調査開始前の説明及び保護者への意向確認は極めて重要であることから、その重要性を伝え、助言を行う。</p> <p>・調査の進行中は、手続きの適正性のチェックや、調査の長期化・停滞への対応策の提示、保護者対応・情報共有方法を助言することが必要である。外部の視点で定期的に状況を把握し、必要に応じて支援や軌道修正の助言を行う。</p>

<法やガイドラインで定められている内容>

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。(ガイドライン第7章《第7章のポイント》より)

- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。(ガイドライン第7章《第7章のポイント》より)
- 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。(ガイドライン第7章《第7章のポイント》より)
- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解することが必要である。(ガイドライン第2章《第2章のポイント》より)

(4) 「第4節 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点」について(再調査報告書P.22より)

指摘された問題点	本来とるべき対応 (現行のガイドライン参照)
<p>・本事案第三者委員会の第一回会議開催後、調査報告書提出まで約3年以上の期間を要したが、この間、県私学振興課は、進捗状況を確認し、速やかな調査報告を促すなどを行っていない当該学校の対応について指導すべきであった。</p>	<p>・いじめ重大事態は初動だけでなく継続的なモニタリングと助言が不可欠である。たとえ、初動対応が適切でもその後の対応が不十分ならば、問題が再燃・複雑化する恐れがある。今回の件から、調査委員会がうまく機能しない(構成、運営、調査方針の混乱)場合や、調査が長期化し、対象児童生徒や保護者との関係が悪化する場合、学校内の対応にバラつきが出る(管理職や担当職員の交代等による)可能性などが考えられる。</p> <p>・対象児童生徒・保護者に対し、進捗状況を含め、適切な情報提供を適切な時期に行うよう学校に促し、学校と対象児童生徒・保護者との間の信頼関係を構築するよう助言する。</p> <p>・設置者側の対応が遅れていた段階で、保護者の不信感を放置せず、中立性を保ちながら対象児童生徒・保護者に配慮すべきである。</p>

<法やガイドラインで定められている内容>

- 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。(法第28条第2項より)
- 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。(ガイドライン第8章第2節(6)調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告より)

- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討することが必要である。(ガイドライン第8章第2節(6)調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告より)

(5) 重大事態に該当しないとした学校判断の妥当性について

指摘された問題点	本来とるべき対応 (現行のガイドライン参照)
<p>・ 本事案に対し、警察は犯罪行為に該当しないと判断したものの、いじめは認めていたにもかかわらず、当該学校が警察の捜査結果を理由に、重大事態には該当しないと判断したことについて、県私学振興課は、この見解が法に則った判断とは言えない旨指導すべきだった。(第4章第2節P.21)</p> <p>・ 本事案が係争中だったため、当該学校が重大事態の判断を先延ばしにしたことについて、県私学振興課は、当該学校との間で、いじめ重大事態の取扱いについて協議を重ねたが、一旦は議論の持越しを認めるなど、結果的に重大事態発生認知報告に長時間を要することとなった。(第3章第3項P.12)</p>	<p>・ 警察の捜査は刑事責任の有無を問うものである一方、法第28条にいう「重大事態」に該当するか否かは、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、すなわち、いじめが疑われる行為により重大事態となった可能性があるかどうかにより判断される。</p> <p>※警察の捜査と、重大事態の学校調査や第三者委員会の調査は目的・性格が異なる。</p> <p><u>警察の捜査</u>：刑事責任の追及・事実認定が目的</p> <p><u>設置者の調査</u>：教育的観点からの事実確認と再発防止策の提示が目的。</p> <p>・ 訴訟の行方を待つのではなく、調査体制を速やかに整えるべきであった。係争中であっても教育的責務として重大事態の判断・調査は求められるので、訴訟と調査は並行して行う必要がある。</p> <p>・ 警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。</p>

<法やガイドラインで定められている内容>

- 本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。(ガイドライン第8章第3節より)
- 法、国・地方公共団体の基本方針、ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。(ガイドライン第8章第3節より)
- 再発防止の観点からは、法第28条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。(ガイドライン第8章第3節より)

4 課題の整理

(1) 法令・ガイドラインに対する理解と対応の不十分さ

県私学振興課は、法及び国の基本方針に基づき、学校の設置者や学校に対して、必要に応じた支援や助言を行う立場にある。特に、児童生徒の生命や人権が脅かされる重大事態においては、行政機関として法の趣旨を踏まえた的確な対応が求められる。しかしながら、再調査報告書では、こうした立場にあるにも関わらず、県私学振興課による関与や対応が限定的であり、その責務を十分に果たしていたとは言いがたいとの指摘がなされている。特に、重大事態に対する早期の把握や、当該学校に対する調査・報告の促し、法令順守に向けた継続的な指導といった観点において、より踏み込んだ行政的対応を講じる余地があったとされており、その不作為が結果的に問題の長期化を招いた可能性も示唆されている。このことから、法に基づく行政機関の役割の確認と、今後の制度運用のあり方を検討する必要がある。

(2) 文部科学省との連携体制の脆弱さ

再調査報告書では、「県私学振興課は、法に則って指導や助言を行う立場にあることを自覚し、適切な対応を行うことができるよう、文部科学省とも連絡を密にし、法を正しく理解することが求められる。」と指摘されている。いじめ問題への対応は、国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員それぞれの役割が法令に明記されており、その円滑な運用には、関係機関相互の情報共有と認識の統一が不可欠である。今後は国の動向や通知に即して状況に応じて柔軟に対応できる仕組みを整え、私立学校への助言や支援をより効果的に行えるようにする必要がある。

5 他県の事例について

いじめ重大事態に関する対応状況について、各都道府県に対し調査票の提出を依頼し、44 都道府県から回答を得た。

(1) 初動対応体制の整備状況について

ア 私立学校における「重大事態の疑い」が生じた後、県への発生報告までの手順等について、マニュアルまたはフローチャートを作成している。

- | | |
|-------------|----|
| ① 作成・公表している | 17 |
| ② 作成のみ | 10 |
| ③ 作成していない | 17 |

イ 私立学校による第一報から県への「発生報告書」提出までの期限を設定している。

- | | |
|-----------|----|
| ① 設定している | 2 |
| ② 設定していない | 42 |

ウ 発生報告書の受領後、県における事務フローチャートを作成している。

- | | |
|-----------|----|
| ① 作成している | 10 |
| ② 作成していない | 34 |

(2) 課題認識と改善ニーズについて

初動対応や制度運用において、県として課題と感じている項目について（複数回答）

- | | | |
|------------------------------|-------|------|
| ① 学校において「いじめ重大事態」の判断に時間がかかる。 | 81.8% | (36) |
| ② 学校において保護者対応でトラブルが生じやすい | 93.1% | (41) |
| ③ 学校において教職員の法理解や対応にばらつきがある | 75.0% | (33) |
| ④ 学校において調査委員会の設置・運営に労力がかかる | 56.8% | (25) |
| ⑤ 県の指導・支援体制に不十分さを感じている | 40.9% | (18) |
| ⑥ 県が学校と保護者の間に入らざるをえないことがある | 56.8% | (25) |
| ⑦ 国のガイドライン等が使いづらい | 6.8% | (3) |

(3) 各都道府県における取組の内容等について

各都道府県とも、理解促進や研修等の取組においては、校長会や研修会等で各自治体のいじめ防止基本方針について周知・説明する機会を設けている。また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室いじめ・自殺等対策専門官による行政説明や講話（複数の県）、弁護士による法的視点からの事案対応ポイントの研修等、専門性を高める機会も確保している。

その中でも、初動対応に特化したフローチャートを作成したり、初動の遅れや報告の停滞が見られる学校への対策として、新規・継続・解消の3区分での月例報告を課したりするなど、運用面での工夫が見られる。また、重大事態発生時には、学校担当者とガイドラインの読み合わせを行い、3年に1回、教頭や副校長との個別面談を実施して、共通理解を深めるなど、継続的な関係構築を重視する事例が見られた。

これらの設問により明らかになったのは、重大事態の対応が「制度設計」よりも「現場支援」や「関係調整」に多くの課題を抱えているという実情がある。特に、学校と保護者との関係、調査委員会の運営といった人と人とのやりとりが制度の限界を超えて、困難を引き起こしているとも考えられる。

本県が重大事態への対応力を高めるうえで、他県の取組からも学ぶなどして、制度の実効性を高めていくことが必要である。いじめ防止対策は各都道府県に共通する課題であり、法令やガイドラインに則り、対応の平準化と実効性の向上が求められる。

6 今後の対応策

以上を踏まえ、次に、今後の制度運用の改善と県私学振興課の役割強化に向けた具体的方策について記載する。

(1) 重大事態における県の対応フローの見直し

重大事態が発生した際、県の対応は単なる報告の受理にとどまらず、学校における初動段階から再発防止策の検討に至るまで、遅滞なく状況を把握することや学校設置者に対する一貫した支援が求められる。特に私立学校においては、学校設置者の判断と対応に一定の裁量が認められている一方で、その判断が遅延または不十分な場合には、対象児童生徒や保護者の不信感が深まる恐れがある。

今後は、こうした反省を踏まえ、文部科学省のガイドラインに準拠しつつ、県私学振興課としての個々の対応フローを明文化し、私立学校等に周知し共有することが必要である。具体的

には

- ア 学校及び学校設置者からの重大事態に関する報告の受付
- イ 重大事態の該当性の判断支援
- ウ 調査体制構築への助言
- エ 調査組織設置への支援
- オ 調査結果・再発防止策の受理と確認

という一連のプロセスを時系列で整理したフローを作成することが必要である。

こうした対応フローは一度作って終わりではなく、実際の事案を通じて随時見直しを加え、柔軟に改訂していくことも重要である。県私学振興課は、今後の重大事態対応において、「初動からの伴走支援」を強化していくべきである。

(2) 調査組織設置・運営に関する県私学振興課の支援とマニュアル整備に向けて

重大事態における調査組織の設置は、対象児童生徒・保護者の心情に配慮しつつ、学校設置者から独立した立場で公正な調査を行うために不可欠である。しかし、当該事案では、保護者からの繰り返しの要請にもかかわらず、調査組織の設置まで2年半余りを要し、その間、県私学振興課から学校設置者に対する設置促進の働きかけや助言は不十分であった。

私立学校の設置者に対しては、行政による強制措置はとりにくい制度的制約があるものの、県私学振興課としては、重大事態と判断された段階で、調査組織の設置を促す明確な助言を迅速に行うべきであった。また、委員会の委員構成や選任手続、守秘義務の担保、利害関係者の排除、対象児童生徒のヒアリング時の配慮など、調査の実効性や中立性を確保するために、必要な判断材料を積極的に提供すべきであった。

今後は設置者が判断に迷うことなく速やかに調査組織を設置できるよう、県私学振興課としてマニュアルを作成することが有効である。その中で、調査組織の設置・運営については、設置のタイミング、委員選定の基本的な考え方、対象児童生徒・保護者への配慮事項、報告書作成の留意点等を盛り込み、判断の参考となる事例を併せて掲載することが望ましい。

7 総括

以上の対応策を前提として、本検証全体を総括し、今後の対応の方向性を明らかにする。

本検証では、当該事案における県私学振興課の対応を中心に、関係法令・制度の整理、再調査報告書における指導事項の検討、他県の事例との比較を通じて、課題の所在と改善の方向性を明らかにすることを目的とした。

本報告で述べてきたように、法令やガイドラインに基づく対応フローの整備、調査組織設置への支援体制の確立、設置者に対する継続的な研修の実施やマニュアルの作成等により、重大事態の初動から再発防止策の策定に至るまで、県私学振興課が果たすべき役割を再定義し、信頼される公的支援の仕組みを構築していくことが求められる。